

SAMPLE

コーチング契約書

本契約は、コーチおよびクライアントとの間で、平成 25 年 7 月 1 日より発効し、最低 3 か月の間継続します。

費用は 500,000 円（税込）とし、原則として月 2 回、全 9 回のセッション及び必要書類の確認作業等を含むものとします。なお、クライアントの自己都合による契約中断の場合、契約満了前であっても返金には応じないこととします。

もし、何らかの理由によりコーチ・クライアントのいずれかが契約を続行できなくなった場合には、少なくとも契約満了の半月前までに口頭もしくは文書で通告することとします。また、上記費用に変動がある際には、コーチはその変動予定日の 1 ヶ月前までにクライアントに通告することとします。本契約の締結によって提供されるコーチング・サービスは、一回 3 時間の対面セッションを 3 回、一回あたり 120 分の遠隔セッション（電話・スカイプを使用）を月 2 回（全 7 回）行われます。

電話はあらかじめコーチとクライアント両者の間で同意した日時にクライアントの方からかけ、その通話料は上記費用とは別にクライアントが負担します。クライアントの事情により、両者が一度同意したアポイントメントを変更する必要がある際には、必ずそのアポイントの前日までにコーチに連絡することとします。当日の変更およびキャンセルは、その時間のサービスが提供されたものとみなし、費用の返却は行いません。また、同じくクライアントの事情により、アポイントの時間に遅れた場合にも時間の延長は行いません。

コーチは、クライアントにアドバイスを与える存在ではありません。コーチは、クライアントが人生のキャリアにおいて実現したことに焦点を当てます。その中で、コーチはクライアントがビジョンを描き、目標を設定し、行動計画を作成し、それらを実行するのを支援します。また、コーチは、クライアントとより良い関係を築くべく、つねに誠実かつ率直なコミュニケーションをとるのはもちろんのこと、クライアントがコーチングの中で話した内容をクライアント本人の許可なく他言しないという守秘義務を負っています。一方、クライアントも決して受け身になることなく、自らにとって最適な関係を築くべく、主体的・積極的に関わることが求められます。その意味でも、クライアントはコーチングの進め方等に関して改善して欲しいことがあれば、時期を待たず率直にそれをコーチに伝える義務を負っています。

コーチ及びクライアントは、下記に記名・捺印することをもって、本契約の内容に合意したことをします。

平成 年 月 日

クライアント氏名： _____（会社名・役職： _____） 印

コーチ氏名： 石田 久二 _____（会社名・役職： 株式会社アンサー 代表取締役社長） 印